

告 示

埼玉県告示第千三百六十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十八年十月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県鴻巣市南一丁目二千九百五十四番一の一部、二千九百五十四番三の一部、三千百四番の一部、三千百三十三番の一部及び三千二百四十番一の一部）

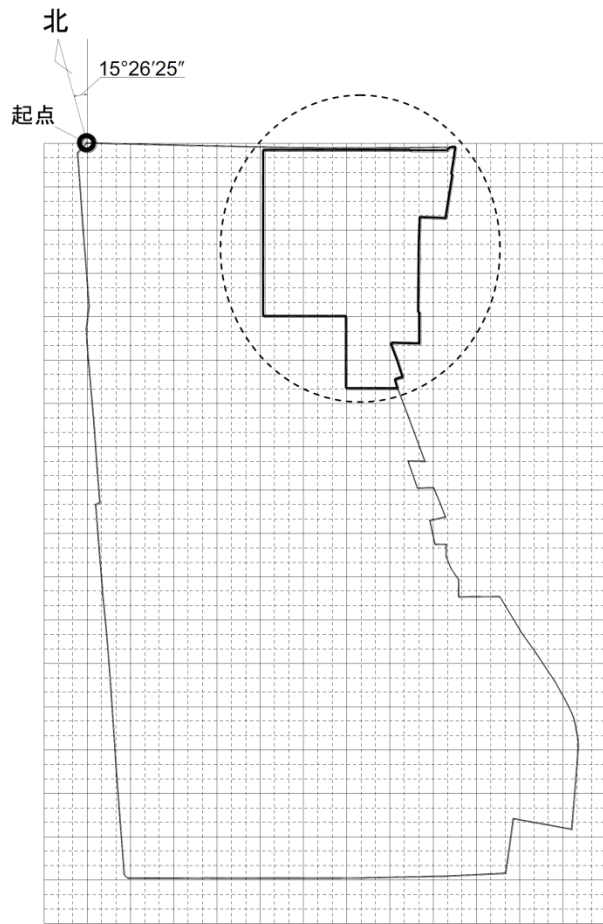
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

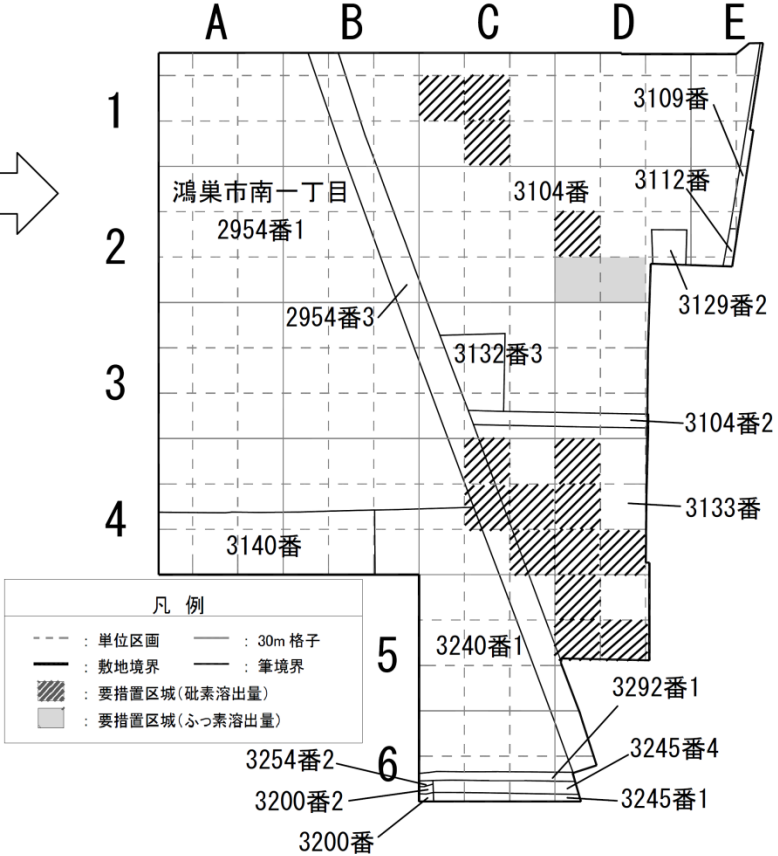
三 講ずべき指示措置

原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別図



【起点】
 起点は、鴻巣市南一丁目2925番1の
 最北端とする。



【格子の回転角度 (15度 26分 25秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して
 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角
 度を示す。